

～松本広域消防局 本郷消防署から大切なお知らせ～

回覧

令和8年1月1日から

# 「林野火災注意報」が運用開始!

～私たちの地域を火災から守るためのルール～

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災（平成以降、日本最大規模の林野火災）等を受け、火災予防条例が改正となりました。

従来からの消防法に基づく「火災警報」は、全国的に発令するケースが少なく、火災予防の注意喚起として十分機能していませんでした。

そこで注意喚起段階から行為者に「努力義務」を課す「林野火災注意報」が全国一律で新設され、松本地域では「火災警報」と組み合わせることで、危険度に応じた注意報・警報の発令制度を令和8年1月1日から開始しています。



## 注意報・警報が発令されたらどうなるの?

①～⑥の火の取扱いが制限の対象です

※ 裸火を使用し、火の粉が飛散する行為を対象としています。

①

山林、原野等での火入れ

②

煙火（花火等）の消費

③

屋外での火遊び、たき火

④

可燃物の付近での喫煙

⑤

山林内での喫煙

⑥

残火や灰等の不始末

↓ 林野火災注意報・火災警報について ↓

### 【新設】 林野火災注意報

松本広域連合火災予防条例29条の8

#### 努力義務（罰則なし）

火の取扱いによる延焼の危険性が高まっているため、火の使用制限に従うよう努めてください。（上記①～⑥の行為を極力行わない。

### 【従来どおり】 火災警報

消防法第22条

#### 火の取扱い制限（罰則あり）

火の取扱いによる延焼の危険性が極めて高く、消防法に基づき火の使用が厳しく制限されます。違反した場合は罰則が科せられます。（上記①～⑥の行為の禁止）

↓ 発令の目安 1・2 のいずれか ↓

1 前3日間の合計降水量1mm、かつ、前30日間の合計降水量30mm以下

2 前3日間の合計降水量1mm以下、かつ、「乾燥注意報」が発表されている場合

※降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は除きます。

1 実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で最大風速7m/s超が見込まれる場合

2 平均風速10m/s以上が1時間以上続くと思われる場合

↓ 発令後、行為者の対応 ↓

上記①～⑥の屋外での火の使用（農業残渣の焼却を含むたき火等）の制限に協力してください。（罰則なし）

上記①～⑥の屋外での火の使用（農業残渣の焼却を含むたき火等）は禁止。違反すると30万円以下の罰金又は拘留の対象となります。

※ 正月の伝統行事である「三九郎」も制限の対象。畑、庭先などの「たき火」についても制限の対象。

※ 林野火災注意報、火災警報発令時以外まで制限を受ける制度ではありませんが、平常時でも火災危険があれば指導は行います。

裏面あり

発令されたらどうやって知ることができるの??



### ① 災害情報メールで通知

松本広域消防局の「災害情報メール」に登録しておく、発令・解除の情報が届きます。QRコードを携帯電話で読み取り、空メールを送信して利用手続きをしてください。

こちらからダウンロードしてください。  
(QRコード) →→→



QRコードが利用できない場合は、次のメールアドレスへ空メールを送信し、利用手続きをしてください。

[fire.matsumoto-fd@raidan.ktaiwork.jp](mailto:fire.matsumoto-fd@raidan.ktaiwork.jp)



### ② その他の広報手段

消防車両による巡回広報や松本広域消防局公式ホームページ、SNSや消防署敷地内へのぼり旗を掲出し、発令をお知らせします。

【地域住民の皆様には消防署からお願いです。】

たき火や野焼き等の行為は消防署へ「書類の届出」が必須になります。

林野火災注意報、火災警報の発令に係わらず農業での残渣処分（剪定木等）も含めて「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為」を行う際は、必ず消防署へ届出を提出してください。

たき火、枯草焼き、畔焼き等も事前に届出を提出してください。提出する届出は松本広域消防局公式ホームページ又はQRコードからダウンロードしてください。

各消防署所にも届出があります。

こちらからダウンロードしてください。  
(QRコード) →→→



※必要届出：火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書  
【様式第8号（第13条関係） + 実施場所の図面の添付もお願いします。

【注意】「届出」は「許可」ではありません。

届出は消防署が「誰がどこで火を使うのか」を把握するためのものです。

林野火災注意報や火災警報が発令した場合は、届出情報に基づき消防署が中止又は延期等の指導を行うため、届出書を提出してください。（電話連絡又は巡回広報時に直接指導）

林野火災注意報や火災警報発令時にたき火等の中止又は延期のご協力をお願いします。

※林野周辺での火入れや焼却行為は他の法令でも制限を受ける可能性があります。

本郷消防署 TEL: 0263-46-2700

〒390-0303 松本市浅間温泉2-6-1

◇受付時間/毎日6:00から20:00 お急ぎの場合はいつでもどうぞ